

# 消費者被害注意報

No. 60

## 冠婚葬祭互助会の強引な勧誘に気をつけて！

**相談事例** 先日、A社という冠婚葬祭互助会（以下、互助会）が「葬儀サービスの契約をしないか」と自宅に来訪した。すでにB社の互助会に加入していることを告げると、「B社の互助会を解約したら返戻金を受け取ることができるから、その返戻金で当社と契約しないか」と勧められた。B社の解約手続きが面倒であることを告げると、「私（A社）があなたの息子を装って、B社の解約手続きをしてあげる。損はさせない」などと強引に迫られた。断り切れず、解約手続きを頼み、A社と契約をしてしまった。その後、B社の返戻金を受け取ることができなかつたので、A社に返戻金の受け取りが遅れている理由を問い合わせたが、納得のいく説明をしてもらえない。



### ＜相談員のアドバイス＞

センターからA社に事情を確認したところ、「息子を装って解約手続きをする」、「損はさせない」などの不当な勧誘行為を行っていたことが明らかになり、A社との葬儀サービスの契約は相談者に不利益が及ばないかたちで解約することができました。また、B社の契約については、解約手続きが完了していなかったため、契約を継続することができました。

相談者には、原則として契約した本人以外が解約手続きを行うことはできないこと、不要な契約はきっぱりと断ることを伝え、今後は「損はさせない」などといった営業員の甘言をむやみに信じてはいけないことや契約を締結する際には契約書面をよく読み、慎重に契約するよう助言しました。

### 見守りのポイント

- 「息子（娘）を装って解約手続きをする」、「損はさせない」などといった不当な勧誘行為を行う営業員には注意が必要です。通常、加入中の互助会や葬儀サービス契約を解約する場合の返戻金は、約款により所定の手数料を差し引かれた金額になります。
- 「〇〇社から当社に契約を変更しませんか」と強引に勧誘されても、不要であればきっぱりと断るようにしましょう。
- 葬祭は、死後残された家族が取り仕切ることとなります。冠婚葬祭互助会との契約はご家族全員で契約の条件や費用、実際の利用場面を考え、締結するようにしましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへ

## 相談専用電話 043-207-3000

＜連絡・問い合わせ先＞ 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111